

日本の外国人起業活動促進事業 (スタートアップビザ) について

ベンチャーキャピタルの普及により、ユニコーンと呼ばれる巨大ベンチャービジネスが台頭する昨今、多くの国々¹ではスタートアップビザを導入し、革新的な産業の創出を目指す優れた人材の獲得に力を入れている。

台湾の近隣国である日本を例に挙げれば、外国人が日本で事業を始める場合、基本的に誰もが「経営・管理」の在留資格が必要であり、「経営・管理」の在留資格の取得には、①独立した事務所及び②資本金 500 万円以上又は日本に居住する二名以上の常勤職員の確保の二つの要件を満たす必要がある。当該条件は初めて起業する外国人には比較的厳しいものであることから、日本政府は外国人の起業に支援するため、より緩和された在留条件を設けた「スタートアップビザ」を制定している。本稿では日本の「スタートアップビザ」制度の沿革を概略して紹介する。

1. これまでの制度 (2024 年 12 月まで)

日本は、2015 年 7 月より法務省の告示により「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」²を推進しており、「経営・管理」在留資格の取得要件を緩和して、元来の取得要件を満たしていなくても、日本の国家戦略特別区域³において、特別に一時的な 6 カ月間の「経営・管理」在留資格を取得することができた。この制度では、起業準備活動の状況に応じて、最高一年までその在留の延長を申請することができ、日本の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的としてきた。

また、2018 年 12 月には、経済産業省が別途に「外国人起業活動促進事業」⁴を施行し、日本全国の地方自治体が経済産業大臣に申請し、認定を受けるこ

¹ ジェトロ [起業予定の外国人向け「スタートアップビザ」とは?](#) より

² 根拠法令：「入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づく別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」(法務省)

³ 日本が経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために国家戦略特別区域法に基づき政令で指定した区域。東京都、神奈川県、千葉県成田市、大阪府、京都府、兵庫県などが挙げられる。

⁴ 法令根拠：「外国人起業活動促進事業に関する告示」(経済産業省)

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

とにより、起業準備支援を行い、外国人起業家を呼び込む制度を整えた。日本で起業を計画している外国人はこの制度により在留資格「特定活動 44 号」⁵を取得し、最長で 1 年間、準備段階から日本において活動することができる。

留意すべきは、上述したどちらの制度を利用しても、最終的には「経営・管理」在留資格の要件を満たし、確実に「経営・管理」在留資格（最長在留期限 5 年、更新により延長することができる）を取得しなければならず、いわゆる「スタートアップビザ」はあくまでも在留資格「管理・経営」を得るまでの通過点に過ぎないといえよう。

2. 新しい制度（2025 年 1 月 1 日より施行）

起業活動の準備期間には期間延長の需要があり、複数の制度による便利性の欠如から、日本の法務省及び経済産業省は、それぞれに⁶「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」及び「外国人起業活動促進事業」の改正を公告し、2025 年 1 月 1 日より施行した。この新制度では、外国人の日本国内での起業活動の促進は特定地域に限られるべきではないとし、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」を全国で施行することができる「外国人起業活動促進事業」に移行し、制度を一本化することにより、手続きの簡略化、制度の一致性及び執行効率の向上に期待する。今回の改正の重要なポイントは在留資格「経営・管理」の取得要件（独立した事務所、及び資本金 500 万円以上又は日本に居住する二名以上の常勤職員の確保）に対する猶予が最大で 2 年間延長されたことである。

新制度の主な特徴としては、以下の項目が挙げられる。

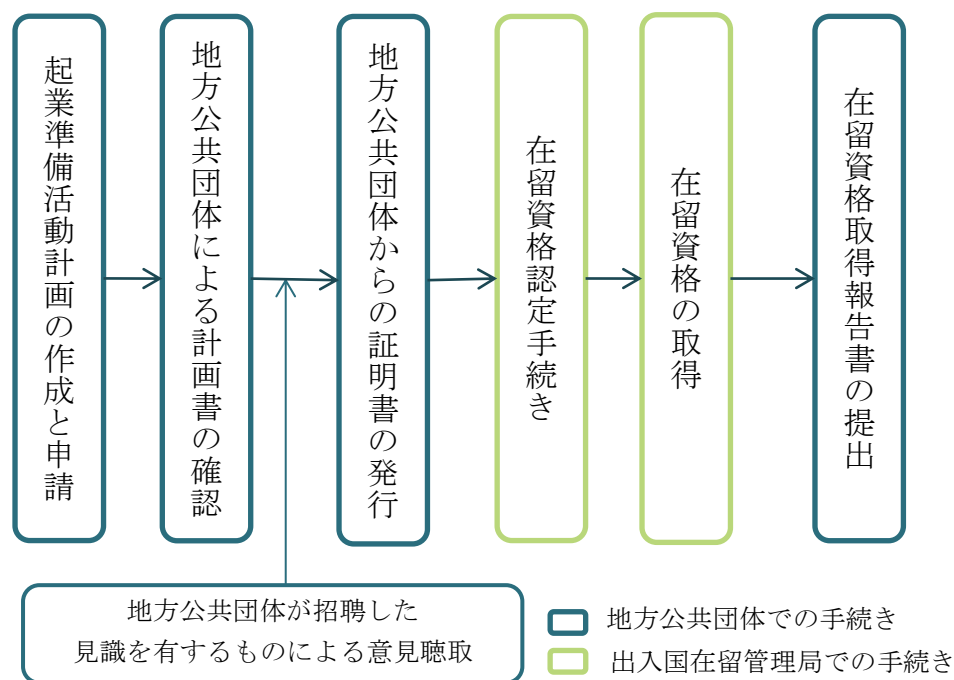
申請区域	経済産業大臣に申請し認可を受けた日本全国各地公共団体
在留期間	最大 2 年まで延長
在留資格	特定活動 44 号（半年ごとに更新が必要）
対象者	日本国外の外国人及び留学ビザ等で日本に滞在する外国人等

⁵ 「出入国管理及び難民認定法」からの授權を根拠として、外国人が日本に在留する資格の類型を補足するために、法務大臣は「特定活動」を制定することができる。この「特定活動 44 号」は日本で起業の準備活動を行う外国人に対する在留資格である。

⁶ 注釈 2、注釈 4 に同じ

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 手続きの流れと注意事項



※申請に関する注意点

- 計画の申請に必要な各種書類は、起業準備活動計画書、履歴書、申請書、滞在費や住所を明らかにする証明書、暴力団排除に関する誓約書などを含むがこれらに限らない。
- 起業準備活動計画書確認証明書発行までの所要時間は、各地方公共団体により異なる⁷。また、当該証明書には有効期間（3カ月）があり、この期間内に出入国在留管理局からの在留資格の認定を受ける必要がある。
- 在留資格の認定を受けた後は、入国後7日内、またはすでに日本に在留している場合は、在留資格の変更手続きが完了してから7日内に『在留資格「特定活動」の取得報告書』を当該確認証明書を発行した地方公共団体に提出する。
- スタートアップビザ制度は、各地方公共団体がそれぞれの管理・支援プログラムにより運営しているため、都市ごとに起業の対象とする事業分野、支援の内容、必要書類、外国語対応サービスの有無など、各地域に

⁷ 例えば、[神奈川県](#)、[福岡県福岡市](#)、[宮城県仙台市](#)は2週間、[岐阜県](#)は1ヶ月、[京都府](#)は2～3ヶ月程度としている。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

より異なるため、申請する場合は、先に当該地の地方公共団体の公告を確認すべきであろう。

4. 終わりに

日本に居住する外国人は 2024 年 6 月末にすでに 358 万人⁸を超えている。うち在留資格「留学」による在留者は約 37 万人、なおも新型コロナウイルス感染症拡大以前の数字には及ばないものの、コロナ以前の数字の 8 割強まで戻っており、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ、アメリカ合衆国からの留学生については、2023 年にすでにコロナ前を上回る在籍者数が計上されている⁹。

「留学」資格を持つ外国人が日本に留まり起業を望むなら、「特定活動」資格により引き続き在留することができる。「特定活動」には現在合計 46 種類の在留資格があり、本稿で紹介した特定活動 44 号のみの数字を確認することは難しいが、「経営・管理」資格については年々増加の傾向にあり、2024 年 6 月時点、前年度比で 2466 人増、比率で見ても 5.6%増加している¹⁰ほか、外国人の対前年度増加率についても、22 都道府県で 5%を超え¹¹外国人の居住が都市部だけでなく、地方にも広がっていることがうかがえる。

グローバルな視点からすれば、日本は極めて慎重に物事を進める傾向にある国であり、スタートアップビザに力を入れる他の国々に比べれば、まだまだその制度には改善の余地があるかもしれない。しかし、上述の数字には外国人の就労又は創業に十分なポテンシャルを感じさせるものがあり、日本の各地方公共団体が当地を国際的な経済活動の場とするべく、制度を活用し、外国人の起業を支援するならば、日本はこれから外国人にとって魅力的な起業拠点の一つとなるであろう。

⁸ 出入国管理局「[令和 6 年（2024 年）6 月末現在における在留外国人数について](#)」より

⁹ 文部科学省「[外国人留学生在籍状況調査](#)」及び「[日本人の海外留学者数](#)」等について

¹⁰ 注釈 9 に同じ

¹¹ 注釈 9 に同じ